測量法

1.案内情報

手続名 : 測量標の使用承認申請

手続根拠 : 測量法26条 同施行規則第2条

手続対象者: 基本測量のために設置した測量標を使用して、基本測量以外の測

量を実施しようとする者

提出時期 : 当該測量を計画した後で実施する前

提出方法 : 測量標の使用承認申請書を作成し、当該測量地域を管轄する国土

地理院地方測量部または沖縄支所へ提出して下さい。

手数料 : 無し 添付書類・部数 : 無し

申請書様式 : 測量標の使用承認申請書

記載要領・記載例: 提出先となる窓口にお問い合わせ下さい。

2.窓口情報

提出先 : 北海道地方測量部 011-709-2311

対象地域(北海道)

東北地方測量部 022-295-8611

対象地域 (青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)

関東地方測量部 03-5213-2051

対象地域(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都

・神奈川県・山梨県・長野県) 北陸地方測量部 0764-41-0888

対象地域(新潟県・富山県・石川県・福井県)

中部地方測量部 052-961-5638

対象地域(岐阜県・静岡県・愛知県・三重県)

近畿地方測量部 06-6941-4507

対象地域(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山

県)

中国地方測量部 082-221-9743

対象地域(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)

四国地方測量部 087-861-9013

対象地域(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

九州地方測量部 092-411-7881

対象地域(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県

・鹿児島県)

沖縄支所 098-855-2595 対象地域(沖縄県) : 8時30分から17時まで

相談窓口 : 提出先となる各地方測量部・支所

3.手続情報

受付時間

審査基準 : ・計画書と同時に提出された場合は、当該実施計画との関連が適

切であること。

・使用する測量標が、当該測量の目的に適切であること。

・使用する測量標が正常であること。

・測量標の使用期間が他の測量と重複しないこと。

標準処理期間 : 7~10日間

不服申立方法 : (行政不服審査法の規程による)

測量標 測量成果 の使用承認申請書

測量法第 $\frac{26}{30}$ 条の規定により下記のとおり承認申請いたします。

平成 年 月 日

備

申請者	住	所	
	氏	名	<u>ED</u>

国土地理院長 殿 使用目的又は当該測量の種別 測 量 地 域 使 用 期 間 平成 年 月 日から 年 月 日 使用する測量成果 の種類及び内容 測 量 精 度 方 使 用 法 使用する測量標の x 種 類 <u>及 び 所 在</u> 使用する測量標の上方に測標 ×等を設ける場合はその所在 完成図の縮尺及び名称 測名 称 量 計一代表者の氏名 画 機 所 在 地 関 測|名 量 作 × 測量業者登録番号 代 表 者 の 氏 名 機 関 所 在 地 成果入手年月日 公共測量実施計画書 提 出 年 月 日

記載要領 ×印欄は法第26条、 印欄は法第30条に規定する申請の場合にのみ記載すること。 使用方法欄は、測量(地図編集等を含む。)作業の方法を詳しく記載すること。

考